

男鹿市告示第 9 1 号

令和 5 年度男鹿市低所得世帯支援物価高騰対策特別給付金支給事務実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 8 月 9 日

男鹿市長 菅 原 広 二

令和 5 年度男鹿市低所得世帯支援物価高騰対策特別給付金支給事務実施要綱の一部を改正する告示

令和 5 年度男鹿市低所得世帯支援物価高騰対策特別給付金支給事務実施要綱（令和 5 年男鹿市告示第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第 2 条 低所得世帯支援物価高騰対策特別給付金（以下「物価高騰対策特別給付金」という。）及び<u>男鹿市くらし支援給付金（以下「くらし支援給付金」という。）</u>は、前条の目的を達するために、男鹿市（以下「市」という。）によって贈与される給付金をいう。（支給対象者）</p> <p>第 3 条 物価高騰対策特別給付金の支給対象者は、令和 5 年 6 月 1 日（以下「基準日」という。）において、市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日に</p>	<p>（定義）</p> <p>第 2 条 低所得世帯支援物価高騰対策特別給付金（以下「物価高騰対策特別給付金」という。）は、前条の目的を達するために、男鹿市（以下「市」という。）によって贈与される給付金をいう。</p> <p>（支給対象者）</p> <p>第 3 条 物価高騰対策特別給付金の支給対象者は、令和 5 年 6 月 1 日（以下「基準日」という。）において、市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日に</p>

改正後	改正前
<p>において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、次に該当する世帯の世帯主とする。</p>	<p>において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、次に該当する世帯の世帯主とする。</p>
(1) (略)	(1) (略)
<p><u>(2) 基準日の翌日以後に転入した者のうち、基準日以外の前号の要件を満たす者で、前住所地での低所得世帯支援枠を活用した給付金の対象とならない世帯で、市長が認める世帯</u></p>	
2 (略)	2 (略)
<p><u>3 第1項の規定にかかわらず、基準日以前に転入又は基準日の翌日以後に転出した者のうち、転入前又は転入後の住所地での低所得世帯支援枠を活用した給付金の対象となるときは、転入前又は転入後の住所地での支給状況を確認した上で、支給要件を満たすものとする。</u></p>	
<p><u>第3条の2 ぐらし支援給付金の支給対象者は、基準日において、市の住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号のいずれかに該当する世帯の世帯主とする。</u></p>	
<p><u>(1) 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯 同一の世帯に属する者全員が、地方税法の規定による令和5年度分の市町村民税均等割のみが課税されている者で構成される世帯又は令和5年度の市町村民税均等割のみが課税されている者と均等割が課されていない者で構成される世帯で前条の物価高騰対策特別給付金の支給対象とならない世帯。ただし、市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税所得割を免除された者を含むものとする。</u></p>	

改正後	改正前
<p>(2) <u>令和5年1月以降の家計急変世帯</u> <u>前条及び前号に該当する世帯以外の世帯のうち、予期せず令和5年1月から令和5年12月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和5年度分の市町村民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯（同一の世帯に属する者のうち令和5年度分の市町村民税均等割が課されている者全員のそれぞれの1年間の収入見込額（令和5年1月から令和5年12月までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。以下「家計急変世帯」という。）</u>ただし、次のいずれかに該当する世帯は除くものとする。</p> <p>ア <u>前号に該当する世帯として支給を受けた世帯に属していた者を含む世帯（当該者が前号に該当しない世帯に編入された場合の当該世帯を除く。）</u></p> <p>イ <u>基準日において同一世帯に同居していた親族について、基準日の翌日以降の住民票の異動により、同一住所において別世帯とする世帯の分離の届出があったものは、同一世帯とみなし、同一住所に住民登録されているいずれかの世帯が価格高騰緊急支援給付金の支給を受けた場合において、当該支給を受けた世帯以外の世帯</u> （支給額）</p> <p>第4条 <u>第3条</u>の規定により支給対象者に対して支給する物価高</p>	<p>（支給額）</p> <p>第4条 <u>前条</u>の規定により支給対象者に対して支給する物価高騰</p>

改正後	改正前
<p>騰対策特別給付金の金額は、1世帯当たり3万円とする。</p>	<p>対策特別給付金の金額は、1世帯当たり3万円とする。</p>
<p><u>2 第3条の2第1号の規定により支給対象者に対して支給する</u> <u>くらし支援給付金の金額は1世帯当たり2万円とし、同条第2号の規定による金額は1世帯当たり3万円とする。</u></p>	
<p>(他の事業との合同実施)</p>	<p>(他の事業との合同実施)</p>
<p>第15条 (略)</p>	<p>第15条 (略)</p>
<p><u>2 第5条から第14条の規定は、く</u> <u>らし支援給付金について準用す</u> <u>る。この場合において、第9条第</u> <u>2項中「令和5年10月31日」とあ</u> <u>るのは「令和5年11月30日」と読</u> <u>み替えるものとする。</u></p>	
<p>備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。</p>	

附 則

この告示は令和5年8月9日から施行する。